第4回大阪府青少年健全育成審議会第4部会 議事概要

- 日 時 平成23年12月13日 (火曜日) 午後4時30分から午後5時3分まで
- 場 所 大阪府男女共同参画・青少年センター (ドーンセンター) 4階 大会議室1
- 出席者(五十音順) 岸本委員 桐生委員 園田委員 野口委員 福井委員 山上委員

議題 「『子どもを守る』性犯罪対策について (第4部会報告書) (案)」について

(部会長から部会長が取り纏めた第4部会の報告書(案)についての説明があった。)

- ○まず、大阪府としては性犯罪対策についてどのような対策、どうすればいいのかという形をこの部 会では論議した次第。
- ○一番根幹となる重要な部分だが、考え方として「性犯罪の被害に遭わないようにする」「性犯罪者を 作らない社会を実現していく」というのが大きな柱。この大きな柱を軸にして今回大阪で考える対 策が全国に先駆けて、全国に対してこのような提言を含めて検討したというが一つの柱。
- ○これをベースにして、各委員からいただいた意見をまとめたが、大阪府での平成22年中の強姦認知件数が119件、強制わいせつが1,078件という状況。18歳未満に対するものが強姦34件約30%、強制わいせつが440件の約40%というのが、18歳未満の方が被害に遭っているという現状。
- ○当然のことながら、これは暗数、つまり認知されていない犯罪の件数あるので、現時点で把握しているこれらの数というのは決して少ない数ではないという認識があるというのが、まず一つ。
- ○また 16 歳未満への声かけ等は、これまで性犯罪を行った人達に対する聞き取り調査からも明らかなように、性犯罪に結びつくきっかけもしくは、とっかかり、そういった兆候として声かけ事案というものがあるということが、これまでの審議の中で明らかになってきた。ここが大阪の性犯罪被害の状況という前提として話をしたところ。
- ○これに対して現在どのような対策が講じられているのか、まず法務省だが、刑期中、認知行動療法 を基礎として性的な目的によって行われた性犯罪者への処遇プログラムを、平成 18 年から矯正施設、 保護観察所が実施しているということが法務省の取組みということ。 問題なのは刑期中だけということ。
- ○諸外国、とくに他の先進国の取組みは、矯正施設から司法機関の手を離れるまでの期間の対策は、 長期の観察期間、そして観察期間の延長、電子装着装置の活用、性犯罪者の情報の公開、一方では 性犯罪者の生活環境の指導や改善体制をある意味、医療体制をしっかりと整えて多面的に行ってい るというのが先進諸外国の対策。
- ○それに比べても、我が国日本の対策というのは、まだまだ追いついていないというのが現状だと考 えたところ。
- ○警察では、平成17年6月から13歳未満を対象とする子ども対象・暴力的性犯罪の出所者に対して 所在確認を行うなどの再犯防止の措置を行っているという現状。また、本年4月から出所後の所在 確認を行なう際に、必要に応じて対象者の同意を得たうえで面接・面談を行った。その結果、大阪 においては、この面接・面談を行った約85%がこの制度に肯定的である。そして彼らの話では、「話 し相手になり、社会復帰を支援してくれるのは非常にありがたい」等の声が寄せられているという のが現状。
- ○では、大阪府では性犯罪対策ということに関してどのように対応していくべきかというのが、この 部会の重要なポイントになる訳だが、先ほどから繰り返しているが、「性犯罪の被害に遭わない」「性 犯罪者を作らない」そういった社会を作るということ、これを全国に発信していくような、しっか りとしたものを作っていきましょうというのがこの部会の共通意見。この理念に基づきましてこの 対応すべき具体的内容について、3つの大きな柱を設けた。
- ○一番目は、広報啓発活動等の対応であるが、これは健全な社会生活を府民に対して予防の観点から 広報啓発活動を行いましょうといった観点。

- ○二番目現行法上の犯罪行為に至らない程度の行為への対応は、当然のことながら保護者、或いは地域に住む子ども達に対して不安を与える行為があった場合について、その不安を与える行為に対して何らかの規制をしていきましょうということ。
- ○そして最後、刑期修了者に対する社会復帰をはじめとした再犯防止の活動を行うということで、刑期修了者に対する対応を府独自に考えた時に、社会復帰支援策、その効率といったものを考えていきましょうといったことである。
- ○子どもの安全対策は、今までも様々な交通安全、それから非行防止、福祉、防災等の観点から行っている。しかし、特に性犯罪、今回問題にしている子どもに対する性犯罪については地域の防犯活動だけではなかなか覆い切れないといった問題がある。このことに関して社会の意識の醸成が必要であろうという風に考えている。
- ○特に社会全体で子どもを守るというか、社会全体、行政、警察、教育機関、事業者、府民等などで 連携する幅広い社会全体で守るといった意識を高めていく。性犯罪という犯罪の中でも特異な犯罪、 特質のある犯罪になる訳だが、この特質、性質を十分に配慮しながら子どもを守るといった法益が 必要になってくる訳で、全体的な子どもの安全対策を考えていきましょう、広報啓発活動をやって いきましょうというのが一つの柱です。
- ○この柱を受けて二番目、現行法上、犯罪行為に至らない程度の行為への対応であるが、具体的な例をあげれば、子どもに対する声かけ事案に対してどのように対応していくのかといったことを検討した。
- ○特に、社会を震撼させる事件という訳ではなく、事件に発展しないまでもなく、子どもに不安を与える等の不審に感じるような情報が、年間 500 件通報されているという現状がある。
- ○この 500 件という通報は、当然のことながら、子どもそして子どもを持つ保護者の方々、そして地域社会に大きな不安を与えている、この不安に対して何らかの対応を講じなければいけない、こう考えた。
- ○規制の内容をみると、保護する年齢は、自ら危険を回避する防衛能力が低いと考えられることから 13 歳未満とすることが妥当ではないかということです。
- ○条例化にあたっては対象となる行為を具体的に明示することが重要だとの意見を受け、声かけ事案 だけでなくこれらの言動、ことさら子どもに接近する行為や自己の支配下に置こうとする行為等な ど、このような行為に関しても、不安を与えるととらえ、この行為に対しても検討をした。
- ○そして、この常習者は犯罪を犯す危険性が非常に高いということを考えて、その対象を処罰の対象 と考えるという点にある。
- ○前兆行為の規制ということで、そもそも犯罪行為に極めて近い行為に対しても刑罰を含めた規制、 これは重大犯罪、重大事件の被害者になるということを防止する意味で、そして行為者に対して警 鐘をあたえるということで、この性犯罪の未然防止に資する行為ということで判断し、規制すると いうこと。
- ○最後、禁止行為違反者を発見した場合、特に13歳未満の子どもが、自分が一体どういった行為をされたのか、どういった現状があるかといったことをなかなか認識できないといった場合を考え、この禁止行為を発見した場合は地域住民、保護者等などの、その子どもを守るという意識高揚の観点からも積極的な通報を行うものである。規制の内容については、これらの観点から検討をした。
- ○次は、刑期終了者に対する対応。法務省の取組みが実際のところ刑事施設の中での待遇であり、刑期終了者に対する主な取組みといたしまして更生保護施設、それらが一部認められる程度である。
- ○特に、国の資料にもあったが、「相談先が見つからないまま再犯に至っているものが多い」ということが記載されており、性犯罪の受刑者からも「再犯については何らかの不安を感じている。誰か、 周りで支えてくれている人がいれば良い」といったアンケート結果もあるということが明らかとなっている。
- ○このことを踏まえ、現在、警察官の対応ということで見守り活動が行われている訳だが、もう一歩 進んだ対策、臨床心理士、医師、民間の保護司、警察官等によるひとつのチームからなる社会復帰 支援員というものを設けて、刑期を終了した者に対して社会復帰への相談ないしは支援活動を行う

といったところまで踏み込んで考えてみてはどうかと部会では検討した。

- ○保護観察所等の関係機関と十分に連携を取りながら、この社会復帰支援制度を実効性のあるものにする。この点が非常に重要で、条例が施行し、相談方法等を確立し、研修などについてもしっかりと検討しながら、今後の検討事案という形でいきたいと考えています。
- ○ただ、一番問題になってくるのは、刑期終了者に対する対応で、住居等を届けてもらう義務化の問題がある。この届出制度の内容は、届出者の限定、そして届出期間、そして届出情報を限定する等の対象者に過度な負担を負わせる必要のないように配慮する必要がある。
- ○対象者のプライバシーへの十分な配慮と届出情報の厳格な管理は、当然必要不可欠なことである。
- ○届出者の限定は強姦などの暴力的性犯罪に児童ポルノの製造の罪を加える。
- ○対象性犯罪の対象年齢については、子どもを守る視点から、児童福祉法、大阪府青少年健全育成条 例等を参考にして18歳未満。届出期間は、5年間に限定することが適当である。
- ○届出情報は、居住地等、届出制度の運用に必要不可欠な情報に限定すべきと考える。
- ○届出情報は、大阪府を管理者として、情報については社会復帰支援活動に限定し、厳格に運用する。
- ○届出制度の目的は、出所者の社会復帰支援が目的である。
- ○社会復帰が目的であるから、届出義務の実効性を担保する手法としては、行政罰とするべきである。
- ○これらの項目に関してこの第4部会では検討した。
- ○当然のことながら、このようなものを柱とした条例を制定した後は、その効果検証、効果測定も必要である。
- ○今回の提案する報告書がパーフェクトという訳ではない。条例制定後においても、検討を加え、しっかりと検証し、必要に応じて新たな対策、修正を図っていく、そういった柔軟な対応も必要と考えているところ。
- ○最後、国への要望も必要であると。刑期終了者に対する対応に関しては、本来、国が法制度として 確立しそして実施すべきであるが、このことに関して、大阪府が先陣を切って、できるだけ国に対 して早期に対応して欲しい、そして国に先駆けて大阪府の取組みを財政的な面も含めて支援してい ただきたいということを要望しながら、同時進行的に踏まえていきたいというのがこの第4部会の 概要

(委員意見)

- ○啓発活動と効果検証はどう考えるか。
- ○従来、子どもの防犯に関して啓発活動が色々と行われているので、啓発活動の様々な形態に応じて といった形か。具体的な数字等に関しても府民に対してもできるだけ明らかにしていくといったこ とか。効果検証は、どのような尺度、程度でやるのかがある。最初は一年後ということか。
- ○短期間で効果はでるのか。ある程度の期間を置かないと。
- ○効果検証は届出制度のところですかね。声かけ規制については効果検証は馴染まないのでは。
- ○二つセットの条例か、例えば、現行の青少年健全育成条例の中に、児童に対する行為として、声かけ規制を入れるといった柔軟な対応も考えられるのでは。届出制度は違うと思うが。
- ◇条例の形のイメージとしては、今回の趣旨目的をよりわかりやすく府民に提案する観点に立つと、 ひとまとまりの条例の方がいいのかなという議論はあった。
- ○心配するのは予算。予算がつかなくて、条例だけが一人歩きするということになるといけない。
- ○ここで、まとめたものを知事に報告をして、そして議会で揉んでもらうという流れになるので、そこで整理されるのでは。
- ○予算など、条例化に向けた問題はあるが、異論がなければこの報告書案をもって、審議会に説明し、 意見をもらいたいと思う。

※ ○は委員意見 ◇は事務局説明